令和４年10月13日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

生後６か月以上４歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の
準備について（その２）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

本事務連絡は、ファイザー社の生後６か月以上４歳以下の者（乳幼児）に対する新型コロナワクチンの初回接種（乳幼児初回接種）が薬事承認されるとともに、本年10月７日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で予防接種法上位置づけることが了承されたことを踏まえ、乳幼児初回接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項を連絡するものです（概要は下記のとおり）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

◯1回目の接種時において生後6か月以上4歳以下の者を対象に、2.2ミリリットルの生理食塩液で希釈したワクチン0.2mLを原則20日（18日以上）の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、55日以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射すること。
◯乳幼児初回接種は、本年10月24日より開始予定であること。
◯乳幼児初回接種の完了に必要な期間（11週間程度）を踏まえると、現時点で規定されている特例臨時接種の実施期間である令和5年3月31日までの間に接種を完了するためには、原則として1月13日（遅くとも1月15日）までに1回目の接種を実施する必要があること。
◯乳幼児初回接種に係る体制確保に必要な費用は、国が全額を負担すること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）